

資産形成を効率的に

NISA (少額投資非課税制度)



お金や暮らしの知恵を学びましょう！

近年、資産形成への意識が高まっていることに伴い、株式や投資信託への投資が注目され、個人で投資を始める方が増えています。

投資による資産形成を補助してくれる制度が“NISA”（ニーサ 少額投資非課税制度）です。

聞いたことはあるけれど、よく分からないという方もいらっしゃるのではないのでしょうか。NISAとはどういう制度なのでしょう。

投資で得た利益が非課税になる制度です

NISAは、2014年にスタートした、個人投資家のための税制優遇制度です。

通常、株式や投資信託に投資をして利益が出た場合、通常は利益や受け取った配当に対し、約20%の税金がかかります。

しかし、NISA口座を銀行や証券会社で開設し、その口座内において、一定金額の範囲内で購入した株式・投資信託等から利益が出た場合は、利益に対して税金がかからなくなります。（現在は金額や年数に上限があります。）

投資にはリスクがあることも忘れずに

利益が出ればNISAの利点を享受できますが、投資にはリスクがあることも忘れてはいけません。

株式や投資信託は価格が変動するものですので、値下がりによって損失を被る可能性もあります。

投資と貯蓄は、自分に適したバランスで行いましょう。投資詐欺（もうけ話）にも御注意ください。

株式の売却で10万円の利益が出た場合…

通常だと

10万円 × 約20%（税率） =
約2万円の税金がかかり、
最終的な利益は約8万円。

NISAを活用すると
非課税になるため、
利益は10万円。



新しいNISA制度が始まります

2024年1月からは新しいNISA制度が始まります。現行の制度が拡充され、運用の幅が広がります。

詳細は金融庁のホームページなどを御覧ください。

みやぎの消費生活情報

Information on Consumer Affairs of MIYAGI

INDEX

- ◆ 貴金属の買い取りが目的？ 強引な訪問購入にご注意を！
- ◆ 「消費生活展」を開催します
- ◆ 消費者の皆様へ 知事及び市町村長からのメッセージ
- ◆ ストップ！特殊詐欺被害 不審なメールや電話にご注意！
- ◆ 資産形成を効率的に NISA（小額投資非課税制度）（宮城県金融広報委員会）



貴金属の買い取りが目的？ 強引な訪問購入にご注意を！

相談事例



消費者庁イラスト集より

年配の女性から「**どんなものでも買い取ります**」と丁寧な電話があり、着物の訪問買い取りを了承した。

しかし、訪問してきたのは若い男性で、突然「**貴金属はないか**」と強く言われ、用意していた着物は車に放り込まれた。

怖くなって、亡くなった夫の**金歯**や**ネックレス**などを探して渡してしまった。

それらを探している間に、**買取書のチェック欄に勝手に記入**され、近くに置いていた印鑑で**捺印**までされていた。

男性は買い取り代として約2万5千円を置いて帰った。

★アドバイス★

- 訪問購入をしようとする購入業者が**突然訪問して勧誘**することは**禁止**されています。このような禁止行為を行う購入業者を家に入れないようにしましょう。
- 前もって電話等で訪問を約束した場合でも、購入業者は、消費者が**事前に承諾していない物品の売却を求めることはできません**。売るつもりのない貴金属などの売却を迫られても、むやみに見せず、きっぱり断りましょう。
- 売却する場合は、**必ず契約書を受け取り**、すぐに物品の種類や買取価格、**事業者の連絡先**などを確認することが大切です。できるだけ**一人で対応せず**、家族や信頼できる人に同席してもらいましょう。
- 訪問購入は、条件を満たせばクーリング・オフができ、クーリング・オフ期間中は引き渡しを拒むこともできます。
- 困ったとき、不安なときは、お住まいの地域の消費生活相談窓口にご相談しましょう。



「消費生活展」を開催します

主催：宮城県、宮城県金融広報委員会 後援：金融広報中央委員会

参加
無料

最近問題となっている消費者トラブルの事例や正しいお金の知識について紹介するとともに、消費者市民社会を目指した消費者教育を推進するため、エシカル消費や新しいNISAに関する講座やパネル展示、クイズラリーなどを行います。皆様のご来場をお待ちしております。

開催日時：令和5年12月19日（火）から12月22日（金）まで
午前10時から午後6時まで（最終日は午後4時まで）

会場：東北電力グリーンプラザ アクアホール

仙台市青葉区一番町3-7-1（東北電力ビル1階）

暮らしに役立つ情報満載！

☆パネル展示・DVD上映

高齢者や若者を狙う問題商法や金融の知識、製品事故情報などを、パネル展示やDVDでご紹介します。

☆暮らしと金融のコーナー

金融広報アドバイザーが暮らしやお金に関する疑問にお答えします。
（※個別のご相談には応じられません）

☆クイズラリー

消費生活に関するクイズに挑戦！参加者には、消費者ホットライン
188のイメージキャラクター イヤヤンの缶バッチをプレゼント♪（先着250名）

☆消費生活相談コーナー

宮城県消費生活センターの相談員が商品やサービスの契約などの相談をお受けします。



消費生活講座（要予約）

各回 定員30名

12月20日（水）

日ごろの生活から学ぶエシカル消費

13:30~14:30

講師：公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会（NACS） 東北支部副支部長 大西 二郎 氏

12月21日（木）

新しくなるNISAー正しく知って賢く使おうー

13:30~14:40

講師：宮城県金融広報アドバイザー 朝賀 久敬 氏

消費生活講座の参加には予約が必要です。

◆申込方法：メール、FAXまたは電話でお申し込みください。

◆申込・問合せ：宮城県環境生活部消費生活・文化課相談啓発班（宮城県消費生活センター）

〒980-8570 仙台市青葉区本町3-8-1（県庁1階）

電話 022-211-3126 FAX 022-211-2959

メールアドレス syoubuns@pref.miyagi.lg.jp

メール・FAXの場合は、本文に、講座名、参加者氏名、居住市町村、電話番号を記載してお送りください。



メールアドレス
QRコード

消費者の皆様へ

知事及び市町村長からのメッセージ

県民の皆様の安心・安全な消費生活を確保するため、県及び市町村では、今後も引き続き、消費生活相談体制の充実や消費者被害の未然防止のための消費者教育・啓発活動など、消費者行政の推進に取り組めます。

宮城県知事	仙台市長	石巻市長	塩竈市長	気仙沼市長	白石市長
名取市長	角田市長	多賀城市長	岩沼市長	登米市長	栗原市長
東松島市長	大崎市長	富谷市長	蔵王町長	七ヶ宿町長	大河原町長
村田町長	柴田町長	川崎町長	丸森町長	亘理町長	山元町長
松島町長	七ヶ浜町長	利府町長	大和町長	大郷町長	大衡村長
色麻町長	加美町長	涌谷町長	美里町長	女川町長	南三陸町長

～ 困った時は、お近くの消費生活相談窓口へご相談ください ～

ストップ!
特殊詐欺被害

不審なメールや電話にご注意!



©KANAGAWA2013

- 県内にお住まいの方の携帯電話に、通信会社を名乗る者から「**支払いについて至急連絡があります。この電話番号に電話をください**」などという特殊詐欺の予兆メールが送られてきています。
- **メールや電話でお金の話は詐欺です。**

- 不審なメールに、記載されているサイトのアドレスにアクセスしたり、相手に連絡を取ったりしないようにしましょう。
- 不審なメールや電話がきた際は、すぐに家族や警察に相談しましょう。

警察相談
専用電話番号

#9110

消費生活相談窓口

消費者ホットライン
ひとりで悩まず 必ず相談!

い や や
☎ 188

最寄りの消費生活相談窓口におつなぎします。
お住まいの郵便番号をお手元において、お電話すると便利です。

宮城県消費生活センター
☎ 022-211-3123



相談時間 月～金 9時～17時
土 9時～16時(祝日・年末年始除く)

◎ 各県民サービスセンター相談窓口

(相談時間 月～金 9時～16時 祝日・年末年始除く)

仙南圏

大河原地方振興事務所
県民サービスセンター
☎ 0224-52-5700

大崎圏

北部地方振興事務所
県民サービスセンター
☎ 0229-22-5700

栗原圏

北部地方振興事務所栗原地域
事務所県民サービスセンター
☎ 0228-23-5700

石巻圏

東部地方振興事務所
県民サービスセンター
☎ 0225-93-5700

登米圏

東部地方振興事務所登米地域
事務所県民サービスセンター
☎ 0220-22-5700

気仙沼圏

気仙沼地方振興事務所
県民サービスセンター
☎ 0226-22-7000



電子申請による
消費生活相談は
こちらから

*回答は、消費生活相談員から電話で行います。

うまい話は
まず疑う!

必要ないものは
きっぱり断る!

ひとりで悩まず
必ず相談!

Twitter
やっています。



©宮城県・
(株)旭プロダク
ション

◎各市町村にも相談窓口があります。詳しくは、各市町村へお問い合わせください。